



大分市指令 第 4726 号

許 可 証

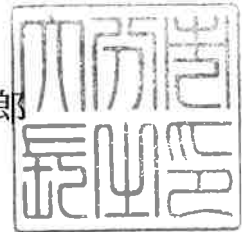
住所 大分市大字羽田1060番地の4

氏名 三藤商事株式会社
代表取締役 佐藤 正己

令和 2 年 3 月 6 日付で申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

令和 2 年 3 月 24 日

大分市長 佐藤 樹一郎



- 許可期間 令和 2 年 4 月 1 日 から
令和 4 年 3 月 31 日 まで
- 収集、運搬の区分 収集・運搬 運搬（由布市収集分）
- 一般廃棄物の種類 事業系ごみ
紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ
その他事業系一般廃棄物
積替え・保管の有無 無
- 運搬車両の種類及び台数 パッカー車 9台 キャブオーバ 4台 コンテナ車 3台
- 許可の条件 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに大分市廃棄物の
減量及び適正処理等に関する条例等関係法令を遵守すること。
(2) 廃棄物の収集運搬に当たっては、大分市に登録した車両以外
は使用しないこと。